

富山市教育委員会 11月定例会 資料

令和2年12月 教育委員会補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

| 区分 予算科目(款・項) | 補正前の額 | 今回補正額 | 補正後の額 | 備考 |
|-----------------|------------|----------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会 合計 | 16,432,774 | 121,455 | 16,554,229 | 人件費 64,979 事業費 56,476 |
| (款10)教育費 | 16,432,774 | 121,455 | 16,554,229 | |
| (項1)教育総務費 | 1,824,069 | 45,400 | 1,869,469 | 1 事務局一般管理費 (人件費) 17,318 2 学校保健事務費 (人件費) 592 3 学校再編推進事業費 20,000 4 スクールサポーター配置事業費 (人件費) 5,380 5 教育センター管理運営事務費 (人件費) 2,110 |
| (項2)小学校費 | 7,393,145 | 29,944 | 7,423,089 | 1 総務学校管理事務費 (人件費) 4,468 2 統合校の新設事業費 21,050 3 大規模改造事業費 4,426 |
| (項3)中学校費 | 3,910,235 | 20,270 | 3,930,505 | 1 総務学校管理事務費 (人件費) 8,400 2 統合校の新設事業費 11,000 3 給食センター管理事務費 (人件費) 870 |
| (項4)幼稚園費 | 514,890 | △ 22,342 | 492,548 | 1 総務事務費 (人件費) △ 22,342 |
| (項5)社会教育費 | 2,790,435 | 48,183 | 2,838,618 | 1 一般管理事務費 (人件費) 24,080 2 管理運営事務費(郷土博物館費) (人件費) 302 3 管理運営事務費(民俗民芸村費) (人件費) 10,020 4 管理運営事務費(図書館費) (人件費) △ 3,980 5 管理運営事務費(科学博物館費) (人件費) 17,850 6 普及教育事業費(科学博物館費) (人件費) 2,352 7 管理運営事務費(市民学習センター費) (人件費) △ 2,886 8 大沢野生涯学習センター管理運営費 (人件費) 445 |

人件費補正について

(1) 人件費

| 款 | 項 | 目 | 所 属 | 現計 予算額 (千円) | 補正額 (千円) | 補正後 予算額 (千円) | 職員数 (人) | | |
|-------------|--------------|----------------|-------------|-------------------|-------------|--------------------|----------|----------|-----|
| | | | | | | | 現計 予算 | 今回 補正 | 増減 |
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 2 事務局費 | 教育総務課 | 125,344 | 13,302 | 138,646 | 18 | 21 | 3 |
| | | | 統合校整備等推進室 | 36,750 | △ 1,422 | 35,328 | 4 | 4 | 0 |
| | | | 学校施設課 | 107,712 | △ 3,209 | 104,503 | 16 | 15 | △ 1 |
| | | | 学校教育課 | 206,244 | △ 2,423 | 203,821 | 27 | 26 | △ 1 |
| | | | 学校保健課 | 91,043 | 3,839 | 94,882 | 13 | 15 | 2 |
| | | | 大沢野教育行政センター | 37,515 | △ 649 | 36,866 | 4 | 4 | 0 |
| | | | 大山教育行政センター | 28,888 | 709 | 29,597 | 4 | 4 | 0 |
| | | | 八尾教育行政センター | 23,568 | 14,868 | 38,436 | 3 | 5 | 2 |
| | | | 婦中教育行政センター | 34,593 | △ 125 | 34,468 | 4 | 4 | 0 |
| | | 計 | 691,657 | 24,890 | 716,547 | 93 | 98 | 5 | |
| | 5 教育センター費 | 教育センター | 62,674 | 967 | 63,641 | 7 | 7 | 0 | |
| | 小計 | 754,331 | 25,857 | 780,188 | 100 | 105 | 5 | | |
| | 2 小学校費 | 1 学校管理費 | 教育総務課 | 762,484 | 9,644 | 772,128 | 127 | 129 | 2 |
| | 小計 | 762,484 | 9,644 | 772,128 | 127 | 129 | 2 | | |
| | 3 中学校費 | 1 学校管理費 | 教育総務課 | 172,952 | 17,085 | 190,037 | 26 | 29 | 3 |
| | 小計 | 172,952 | 17,085 | 190,037 | 26 | 29 | 3 | | |
| | 4 幼稚園費 | 1 幼稚園費 | 教育総務課 | 278,779 | 9,233 | 288,012 | 45 | 49 | 4 |
| | 小計 | 278,779 | 9,233 | 288,012 | 45 | 49 | 4 | | |
| | 5 社会教育費 | 1 社会教育総務費 | 生涯学習課 | 67,994 | 11,352 | 79,346 | 10 | 11 | 1 |
| | | | 婦中教育行政センター | 6,752 | △ 300 | 6,452 | 1 | 1 | 0 |
| | | | 埋蔵文化財センター | 74,470 | 13,028 | 87,498 | 9 | 11 | 2 |
| | | | 計 | 149,216 | 24,080 | 173,296 | 20 | 23 | 3 |
| | | 4 郷土博物館費 | 郷土博物館 | 45,193 | 90 | 45,283 | 6 | 6 | 0 |
| | | 5 民俗民芸村費 | 民俗民芸村 | 17,886 | 10,020 | 27,906 | 2 | 3 | 1 |
| | | 6 図書館費 | 図書館 | 161,754 | △ 3,980 | 157,774 | 23 | 23 | 0 |
| | | 7 科学博物館費 | 科学博物館総務課 | 120,926 | 11,640 | 132,566 | 17 | 18 | 1 |
| | | 8 市民学習センター費 | 市民学習センター | 26,603 | △ 2,886 | 23,717 | 4 | 3 | △ 1 |
| 大沢野生涯学習センター | | | 9,644 | 445 | 10,089 | 1 | 1 | 0 | |
| 計 | 36,247 | | △ 2,441 | 33,806 | 5 | 4 | △ 1 | | |
| 小計 | 531,222 | 39,409 | 570,631 | 73 | 77 | 4 | | | |
| 合計 | 2,499,768 | 101,228 | 2,600,996 | 371 | 389 | 18 | | | |

(2) 報酬等

| 款 | 項 | 目 | 所 属 | 現計 予算額 (千円) | 補正額 (千円) | 補正後 予算額 (千円) | |
|----|---------|-----------|------------|-------------------|-------------|--------------------|---------|
| 10 | 教育総務費 | 2 事務局費 | 教育総務課 | 1,744 | 2,052 | 3,796 | |
| | | | 学校保健課 | 42,305 | △ 5,532 | 36,773 | |
| | | | 八尾教育行政センター | 5,850 | △ 3,500 | 2,350 | |
| | | | 計 | 49,899 | △ 6,980 | 42,919 | |
| | | 4 教育指導費 | 学校教育課 | 72,666 | 5,380 | 78,046 | |
| | | 5 教育センター費 | 教育センター | 27,964 | 1,143 | 29,107 | |
| | | 小計 | | 150,529 | △ 457 | 150,072 | |
| | 2 小学校費 | 1 学校管理費 | 教育総務課 | 260,296 | △ 5,176 | 255,120 | |
| | | 小計 | | 260,296 | △ 5,176 | 255,120 | |
| | 3 中学校費 | 1 学校管理費 | 教育総務課 | 137,646 | △ 8,685 | 128,961 | |
| | | 4 給食センター費 | 学校保健課 | 11,829 | 870 | 12,699 | |
| | | 小計 | | 149,475 | △ 7,815 | 141,660 | |
| | 4 幼稚園費 | 1 幼稚園費 | 教育総務課 | 173,511 | △ 31,575 | 141,936 | |
| | | 小計 | | 173,511 | △ 31,575 | 141,936 | |
| | 5 社会教育費 | 4 郷土博物館費 | 郷土博物館 | 27,494 | 212 | 27,706 | |
| | | 7 科学博物館費 | 科学博物館総務課 | 17,800 | 8,562 | 26,362 | |
| | | 小計 | | 45,294 | 8,774 | 54,068 | |
| | 合 計 | | | | 779,105 | △ 36,249 | 742,856 |

| 教育委員会 人件費・報酬等 総 合 計 | | 現計 予算額 (千円) | 補正額 (千円) | 補正後 予算額 (千円) |
|---------------------------|--|-------------------|-------------|--------------------|
| | | 3,278,873 | 64,979 | 3,343,852 |

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------|---------|-----------|--------|
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 学校再編推進事業費 | 20,000 |
| | 2 小学校費 | 統合校の新設事業費 | 21,000 |
| | 3 中学校費 | 統合校の新設事業費 | 11,000 |

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限 度 額 | | | 起債の 方 法 | 利 率 | 償還の方法 |
|---------|-----------|-------|-----------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | |
| 小 学 校 費 | 2,422,300 | 3,300 | 2,425,600 | 普通貸借 又 は 証券発行 | % 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率) | 借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。 |

【学校再編推進事業費】

学校再編推進事業費について

[教育総務課]

(1) 補正額 20,000千円

〔 財源内訳 一般財源 20,000千円 〕

(2) 事業目的

市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小・中学校の学校規模適正化を目指すため「(仮称)富山市立小・中学校再編計画」を策定するもの。

(3) 事業内容

ア. 再編計画の策定

- ・学校施設等の現状や地域の将来像の整理
- ・再編パターン案の作成
- ・新たな教育に関する研究 など

イ. 市民意識醸成及び施策の周知

有識者や文部科学省担当官等を招聘したフォーラムなどを開催し、基本方針や再編計画について市民へ周知するとともに、意識醸成を図る。

【統合校の新設事業費（小・中学校）】

水橋地区統合校の整備等について

[教育総務課]

| | | |
|---------|------------------------|----------|
| (1) 補正額 | 小学校費 | 21,050千円 |
| | 〔 財源内訳 一般財源 21,050千円 〕 | |
| | 中学校費 | 11,000千円 |
| | 〔 財源内訳 一般財源 11,000千円 〕 | |

(2) 事業目的

水橋地区における統合校の整備のために必要となる基本計画等を策定するもの。

また、三郷小学校と上条小学校の一次統合に向け設立される準備協議会へ補助するもの。

(3) 事業内容

ア. 水橋地区統合校整備に係る基本計画等策定業務委託

- ・基本計画の策定
学校規模・整備手法の検討 など
- ・P F I 等導入可能性調査

イ. (仮称) 三郷小学校・上条小学校一次統合準備協議会補助金

【大規模改造事業費（小学校）】

大規模改造事業費について

[学校施設課]

(1) 補正額 4, 426 千円

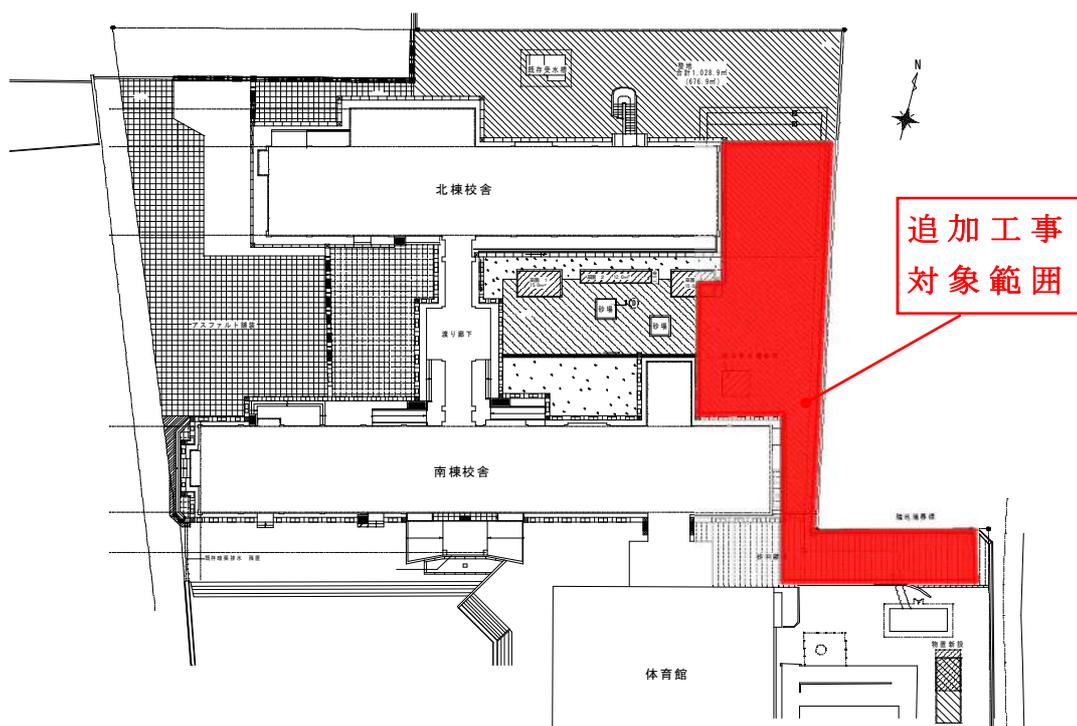
| | | |
|------|------|-----------|
| 財源内訳 | 市債 | 3, 300 千円 |
| | 一般財源 | 1, 126 千円 |

(2) 事業目的

浜黒崎小学校外構工事（当初契約額 22, 636 千円）において、追加工事を行うもの。

(3) 事業内容

浜黒崎小学校外構工事において、電線管理設時の干渉回避のため、追加で既設給水等配管の切り回し工事を行う。また、既設配管の使用を想定していた排水管の腐食が判明したため更新する。



議案第181号

工事請負契約締結の件

月岡小学校特別教室棟改築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

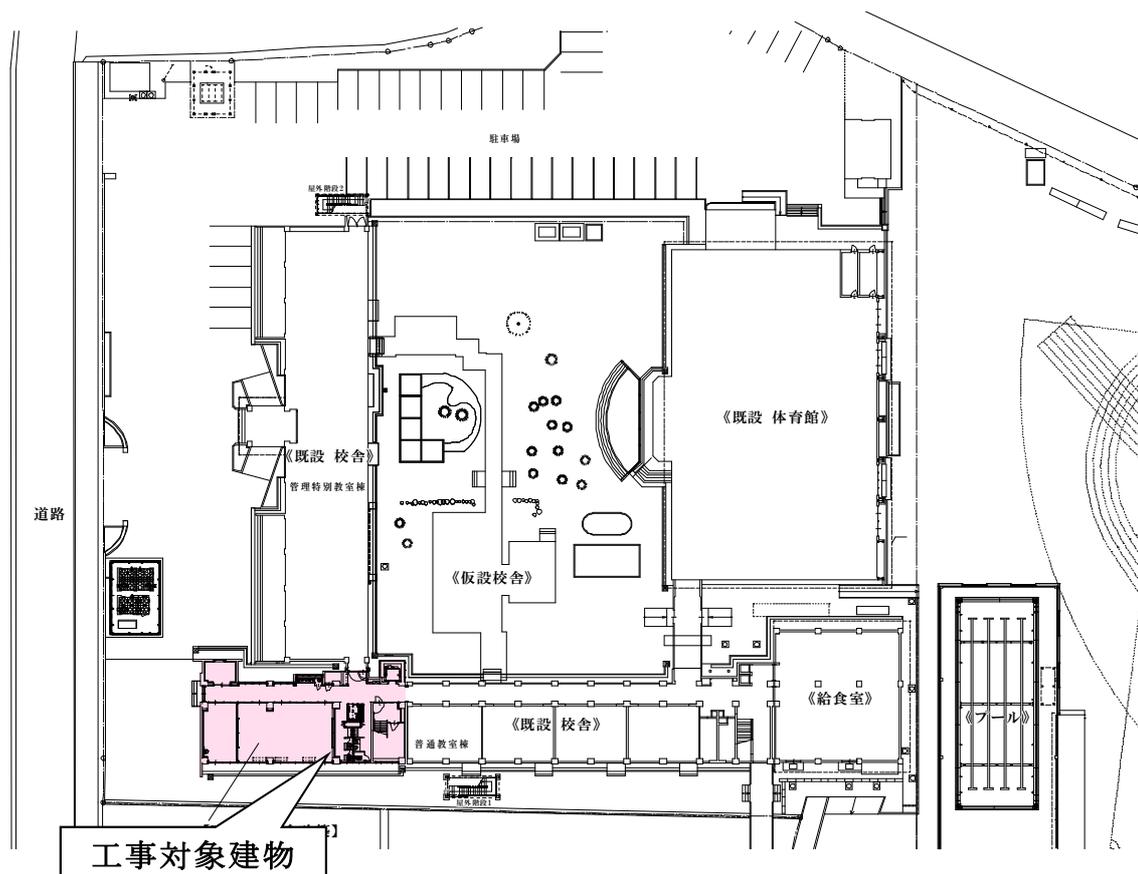
記

- 1 契約の目的 月岡小学校特別教室棟改築主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 352,000,000円
- 4 契約の相手方 三由建設・牧野工業月岡小学校特別教室棟改築主体工事共同企業体
代表者
富山市大町19番地10
三由建設株式会社
代表取締役 三由 昌成

【工事請負契約締結の件】

月岡小学校特別教室棟改築主体工事

[学校施設課]



構造：鉄筋コンクリート造4階建て

延床面積：約950㎡

契約の金額：352,000,000円

工期：契約締結日の翌開庁日～令和4年3月4日

契約の相手方：三由建設・牧野工業

月岡小学校特別教室棟改築主体工事共同企業体

議案第 1 8 2 号

工事請負契約締結の件

速星小学校校舎改築（その 2）主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

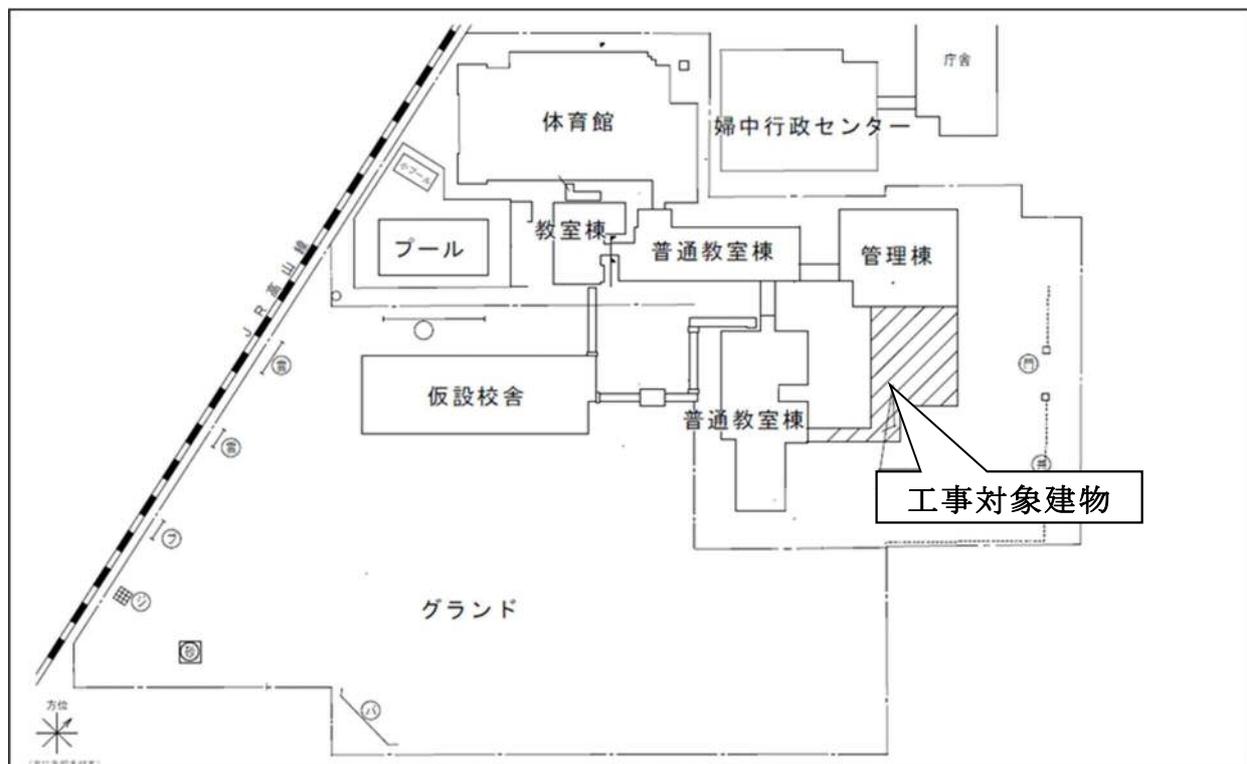
記

- 1 契約の目的 速星小学校校舎改築（その 2）主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 5 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 石坂建設・松原建設速星小学校校舎改築（その 2）主体工事共同企業体
代表者
富山市神通町二丁目 3 番 1 0 号
石坂建設株式会社
代表取締役社長 石坂 兼人

【工事請負契約締結の件】

速星小学校校舎改築（その2）主体工事

[学校施設課]



構造：鉄筋コンクリート造2階建て

延床面積：約910㎡

契約の金額：456,500,000円

工期：契約締結日の翌開庁日～令和4年2月28日

契約の相手方：石坂建設・松原建設

速星小学校校舎改築（その2）工事共同企業体

議案第173号

富山市教育センター条例の一部を改正する条例制定の件
富山市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市教育センター条例の一部を改正する条例
富山市教育センター条例（平成17年富山市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条中「八人町5番17号」を「新桜町6番15号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月29日から施行する。

議案第174号

富山市馬場家条例制定の件

富山市馬場家条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市馬場家条例

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録有形文化財に登録された旧馬場家住宅（以下「馬場家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 馬場家の位置は、富山市東岩瀬町107番地2とする。

(公開)

第3条 馬場家は、期間及び時間を定めて公開する。

2 富山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、馬場家の管理上必要があると認めるときは、馬場家の全部又は一部の公開を停止し、又は制限することができる。

(観覧料)

第4条 馬場家を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料（団体引率者及び未就学児は無料）を納付しなければならない。

2 富山市森家条例（平成17年富山市条例第265号）別表に規定する共通観覧料を納付した者であつて、当該共通観覧料の納付により同条例に規定する森家（以下「森家」という。）を観覧する日と同日に馬場家を観覧しようとするものについては、前項の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を納付した者とみなす。

3 観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(施設)

第5条 馬場家における主屋棟の板の間及び畳の間並びに新座敷棟の畳の間（以下この条において「主屋棟等」という。）は、文化活動等のため、市民の使用に供する。

2 主屋棟等を占用して使用しようとする者は、あらかじめ、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

(1) 馬場家の設置目的に反するとき。

(2) 資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、馬場家の管理上支障があるとき。

3 前項の承認には、馬場家の管理上必要な条件を付することができる。

4 前2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。

(3) 承認を受けた使用目的以外に使用したとき。

(4) 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

5 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

6 使用者は、主屋棟等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、委員会の承認を受けなければならない。

7 使用者は、使用を終了したとき（第4項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに主屋棟等を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるとき

は、これを10円に切り上げるものとする。

- 2 使用料は、前条第2項の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の減免及び還付)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。

- 2 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第8条 資料又は施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 第5条第4項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市はその賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 資料又は施設等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、馬場家の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月16日から施行する。

(富山市森家条例の一部改正)

2 富山市森家条例（平成17年富山市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 富山市馬場家条例（令和2年富山市条例第174号）別表第1に規定する共通観覧料を納付した者であつて、当該共通観覧料の納付により同条例に規定する馬場家（以下「馬場家」という。）を観覧する日と同日に森家を観覧しようとするものについては、前項の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を納付した者とみなす。別表観覧料の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------|-----|-----|
| 共通観覧料 | 180 | 160 |
|-------|-----|-----|

別表中備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 この表において「共通観覧料」とは、森家及び馬場家（これらにおける特別展等を除く。）を同日中に観覧することができる観覧料をいう。

別表第1（第4条関係）

| 区分 | 金額（円） | |
|---------|-------------|-----------|
| | 個人 | 団体（20人以上） |
| 観覧料 | 100 | 90 |
| 共通観覧料 | 180 | 160 |
| 特別展等観覧料 | その都度市長が定める額 | |

備考

- 1 小学生、中学生及び高校生に係る観覧料（特別展等観覧料を除く。）は、無料とする。
- 2 この表において「共通観覧料」とは、馬場家及び森家（これらにおける特別展等を除く。）を同日中に観覧することができる観覧料をいう。

別表第 2（第 6 条関係）

| 種別 | | 使用時間区分による金額（円） | | | 超過料金 1 時間につき （円） |
|--------------|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------------|
| | | 9 時～ 1 3 時 | 1 3 時～ 1 7 時 | 1 7 時～ 2 1 時 | |
| 主屋 棟 | 板の間 | 1,650 | 1,650 | 1,650 | 410 |
| | 畳の間 （2 室 まで） | | | 1,650 | |
| | 畳の間 （3 室 以上） | | | 3,300 | |
| 新座敷棟の畳 の間 | | 1,650 | 1,650 | 1,650 | 410 |

備考

- 1 使用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める額の 50 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の 20 パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 4 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

議案第175号

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部
を改正する条例

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成20
年富山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第7号から第11号まで
を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 富山市馬場家

第6条中「平成17年富山市条例第265号）第4条」の次に「、
富山市馬場家条例（令和 年富山市条例第 号）第4条」を加え
る。

附 則

この条例は、令和3年1月16日から施行する。

富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する 基本方針の策定について

[教育総務課]

(1) 趣旨

富山市通学区域審議会の答申を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方となる基本方針を策定するもの。

(2) 基本方針の概要

- ① 望ましい学校規模
 - ア) 望ましい学級数
 - 小学校 12～18学級 (各学年2～3学級)
 - 中学校 9～18学級 (各学年3～6学級)
 - イ) 望ましい学級人数
 - 1学級あたり少なくとも21人以上
- ② 望ましい通学距離・通学時間
 - 通学距離 徒歩で2～3km以内、自転車で6km以内
 - 通学時間 徒歩・自転車の場合は、30～40分以内
スクールバス・公共交通機関を利用した場合は、自宅から学校までおおむね1時間以内
- ③ 早期に適正化を検討する学校規模
 - 複式学級が存在する学校
 - 全学年が単学級である学校
- ④ 適正化を進める上で考慮すべきこと
 - ア) 環境変化に対する配慮
 - イ) 通学の安全確保
 - ウ) 保護者や地域の理解と協力
 - エ) 既存施設の活用
 - オ) 多様な教育方法の検討

(3) 今後のスケジュールについて

この基本方針に基づき、令和3年度に「(仮称)富山市立小・中学校再編計画」を策定し、地域ブロックごとに具体的な学校再編を進めていく。

なお、9月2日に、5小学校・2中学校を統合し、義務教育学校の早期設置の要望があった水橋地区に関しては、この基本方針の策定前に計画が進んでいたため、統合校の設置に向けて準備を進める。(12月市議会定例会に関連予算案を提出予定)

教育委員会事務局及び教育センターの移転について

[教育総務課]

[教育センター]

(1) 趣旨

本庁舎北側公有地活用事業により建設中の「Toyama Sakura ビル」の完成に伴い、教育委員会事務局及び教育センターを移転するもの。

(2) 「Toyama Sakura ビル」の概要

【住所】 富山市新桜町6番15号

【施行者】 (株) PPP新桜

((株) ホクタテを代表企業とするSPC)

【各フロアの概要】

1～4階 民間テナント

5～8階 教育委員会事務局・教育センター

5階 大会議室、中会議室、教育関係図書室

6階 教育センター事務室、教科書センター、相談室、プレイルーム、
検査室、編集室、ライブラリー、コンピュータ室

7階 教育長室、事務局長室、教育総務課、学校教育課、学校保健課

8階 教育委員会室、統合校整備等推進室、学校施設課、生涯学習課

(3) 今後の予定

令和3年1月末日 「Toyama Sakura ビル」竣工、引き渡し

令和3年2～3月 備品(机・イス・棚等)の搬入

令和3年3月 「広報とやま(3月5日号)」にて移転について周知

令和3年3月27日(土) 移転作業

～28日(日)

令和3年3月29日(月) 移転先での業務開始

令和3年度 富山市立中学校学校選択制
通学区域外からの入学希望者数及び抽選実施校について

富山市教育委員会

| 中学校名 | 受入枠総数 (入学可能な人数) | 通学区域外からの 受入枠 | 通学区域外からの 入学希望者数 | 抽選実施の有無 |
|--------|--------------------|-----------------|--------------------|---------|
| 芝園中学校 | 142 | 39 | 54 | 抽選実施 |
| 堀川中学校 | 324 | 39 | 23 | — |
| 東部中学校 | 107 | 39 | 40 | 抽選実施 |
| 西部中学校 | 152 | 13 | 1 | — |
| 南部中学校 | 207 | 38 | 20 | — |
| 北部中学校 | 190 | 34 | 10 | — |
| 新庄中学校 | 266 | 15 | 6 | — |
| 岩瀬中学校 | 152 | 25 | 24 | — |
| 山室中学校 | 228 | 13 | 3 | — |
| 奥田中学校 | 228 | 34 | 31 | — |
| 大泉中学校 | 75 | 21 | 16 | — |
| 月岡中学校 | 76 | 29 | 2 | — |
| 呉羽中学校 | 213 | 27 | 7 | — |
| 水橋中学校 | 76 | 11 | 2 | — |
| 三成中学校 | 76 | 28 | 0 | — |
| 和合中学校 | 150 | 35 | 2 | — |
| 興南中学校 | 114 | 15 | 1 | — |
| 藤ノ木中学校 | 195 | 8 | 2 | — |
| 大沢野中学校 | 190 | 27 | 1 | — |
| 上滝中学校 | 114 | 38 | 1 | — |
| 八尾中学校 | 114 | 19 | 13 | — |
| 杉原中学校 | 114 | 38 | 0 | — |
| 速星中学校 | 380 | 36 | 5 | — |
| 城山中学校 | 114 | 19 | 4 | — |
| 山田中学校 | 38 | 24 | 0 | — |
| 楡原中学校 | 33 | 23 | 0 | — |
| 合計 | 4,068 | 687 | 268 | |

富山市立中学校学校選択制 通学区域外からの入学希望者数の比較

富山市教育委員会

| 中学校名 | 受入枠総数 (入学可能な人数) | | | | 通学区域外からの受入枠 | | | | 通学区域外からの入学希望者数 | | | | 抽選実施の有無 | | | |
|------|--------------------|-------|-------|-------|-------------|-----|-----|-----|----------------|-------|-------|-------|---------|------|------|------|
| | H30 | H31 | R2 | R3 | H30 | H31 | R2 | R3 | H30 | H31 | R2 | R3 | H30 | H31 | R2 | R3 |
| 芝園 | 141 | 142 | 144 | 142 | 36 | 22 | 36 | 39 | 52 | 59 | 41 | 54 | 抽選実施 | 抽選実施 | 抽選実施 | 抽選実施 |
| 堀川 | 342 | 370 | 380 | 324 | 28 | 30 | 32 | 39 | 19 | 27 | 25 | 23 | — | — | — | — |
| 東部 | 112 | 108 | 108 | 107 | 13 | 34 | 37 | 39 | 23 | 24 | 51 | 40 | 抽選実施 | — | 抽選実施 | 抽選実施 |
| 西部 | 156 | 152 | 152 | 152 | 10 | 15 | 5 | 13 | 2 | 0 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| 南部 | 180 | 204 | 190 | 207 | 22 | 26 | 20 | 38 | 9 | 8 | 15 | 20 | — | — | — | — |
| 北部 | 224 | 190 | 190 | 190 | 31 | 26 | 17 | 34 | 13 | 22 | 12 | 10 | — | — | — | — |
| 新庄 | 273 | 251 | 266 | 266 | 11 | 20 | 10 | 15 | 6 | 2 | 5 | 6 | — | — | — | — |
| 岩瀬 | 114 | 140 | 114 | 152 | 14 | 16 | 5 | 25 | 7 | 5 | 10 | 24 | — | — | (※) | — |
| 山室 | 234 | 251 | 228 | 228 | 12 | 20 | 10 | 13 | 4 | 1 | 3 | 3 | — | — | — | — |
| 奥田 | 227 | 220 | 222 | 228 | 25 | 37 | 35 | 34 | 32 | 40 | 28 | 31 | (※) | (※) | — | — |
| 大泉 | 64 | 81 | 66 | 75 | 32 | 22 | 25 | 21 | 20 | 30 | 20 | 16 | — | (※) | — | — |
| 月岡 | 66 | 73 | 76 | 76 | 10 | 20 | 12 | 29 | 0 | 0 | 4 | 2 | — | — | — | — |
| 呉羽 | 186 | 204 | 198 | 213 | 21 | 17 | 23 | 27 | 6 | 9 | 8 | 7 | — | — | — | — |
| 水橋 | 75 | 87 | 76 | 76 | 16 | 19 | 17 | 11 | 9 | 0 | 1 | 2 | — | — | — | — |
| 三成 | 77 | 54 | 62 | 76 | 10 | 12 | 19 | 28 | 0 | 1 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 和合 | 116 | 105 | 114 | 150 | 10 | 11 | 6 | 35 | 0 | 4 | 3 | 2 | — | — | — | — |
| 興南 | 132 | 124 | 136 | 114 | 16 | 15 | 15 | 15 | 1 | 0 | 7 | 1 | — | — | — | — |
| 藤ノ木 | 176 | 191 | 190 | 195 | 20 | 12 | 12 | 8 | 1 | 1 | 0 | 2 | — | — | — | — |
| 大沢野 | 195 | 170 | 190 | 190 | 13 | 14 | 14 | 27 | 1 | 1 | 3 | 1 | — | — | — | — |
| 上滝 | 90 | 102 | 114 | 114 | 17 | 17 | 20 | 38 | 5 | 0 | 0 | 1 | — | — | — | — |
| 八尾 | 124 | 114 | 108 | 114 | 17 | 17 | 21 | 19 | 5 | 6 | 2 | 13 | — | — | — | — |
| 杉原 | 90 | 84 | 66 | 114 | 14 | 14 | 10 | 38 | 0 | 1 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 速星 | 342 | 385 | 370 | 380 | 13 | 11 | 14 | 36 | 6 | 3 | 1 | 5 | — | — | — | — |
| 城山 | 102 | 105 | 87 | 114 | 16 | 15 | 15 | 19 | 5 | 9 | 1 | 4 | — | — | — | — |
| 山田 | 20 | 20 | 22 | 38 | 6 | 8 | 12 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 楡原 | 25 | 25 | 18 | 33 | 9 | 9 | 10 | 23 | 0 | 1 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 合計 | 3,883 | 3,952 | 3,887 | 4,068 | 442 | 479 | 452 | 687 | 226 | 254 | 241 | 268 | | | | |
| | | | | | | | | | 6.54% | 7.31% | 7.13% | 7.95% | | | | |

※ 入学希望校申請書の提出締切時点の対象者数は、次のとおりです(特別支援学級希望者を除く)。

令和3年度…3,372名、令和2年度…3,381名、平成31年度…3,475名、平成30年度…3,455名

※ 通学区域外からの入学希望者数は、入学希望校申請書の提出締切時点の数値です。

※ 抽選実施の有無の(※)は全体の入学希望者数が受入枠総数に収まるため、抽選を実施しない中学校です。

富山ゆかりの
絵師と自然の美



《若松鶴・老松鹿図屏風》
岸岱 部分 江戸時代後期

生きとし 生けるものを描く

2020.

12/5 (土)

2021.

2/14 (日)

開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日：12/14（月）、12/28（月）～1/4（月）

観覧料：大人210円、団体170円、高校生以下無料

主催：富山市教育委員会（富山市佐藤記念美術館）



《十二月鷹図屏風》 山下守胤 部分
江戸時代後期 富山市郷土博物館蔵



《本草通串証図》 前田利保編 五巻 部分
嘉永6年（1853年）富山県立図書館蔵

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33（富山城址公園内）
TEL (076) 432-9031 FAX (076) 432-9080

生きとし生けるものを描く - 富山ゆかりの絵師と自然の美

2020. 12/5 (土) - 2021. 2/14 (日)

江戸時代中期、洋書の輸入緩和により、西洋から多くの情報が届くようになります。輸入書籍の中には、実物を細密な描写で写生した正確な動植物の図譜などがあり、人々の関心を集めました。また長崎に渡来した中国人画家、沈南蘋の色鮮やかで写実的な花鳥画が注目され、南蘋風として京都や江戸でも流行します。その後も、写生を基本とする円山応挙が一世を風靡するなど、この時代に興った新たな絵画表現の動きは各地にも広まりました。

そして江戸時代後期の京都では、富山ゆかりの絵師たち、岸駒・岸岱、吉田公均、上野雪岳らも活躍していきます。彼らは、南蘋風や写生などを取り入れつつ、さまざまな流派から画技を学びとり、独自の画風を確立していくのです。

一方、富山では、花鳥山水を得意とした狩野派の山下守胤や、木挽町狩野派の四天王の一人と称される木村立嶽らが、富山藩の御用絵師として召し抱えられています。彼らは十代藩主 前田利保の本草学研究中に必要な写生画を描きました。狩野派の伝統を踏まえつつ、博物学的な視点を要する学術用写生にも優れた腕を発揮したのです。

本展では江戸時代後期における富山ゆかりの絵師たちの作画活動に注目します。生きとし生けるもののリアルをみつめ、研鑽を積んだ彼らは、画に何をこめたのでしょうか。動植物などをテーマとする屏風や掛け軸のほか、図譜や記録画、粉本類なども併せて紹介します。



《十二月月鷹図屏風》山下守胤
部分 富山市郷土博物館蔵



《玉堂富貴図》上野雪岳
嘉永5年(1852年)
富山市郷土博物館蔵



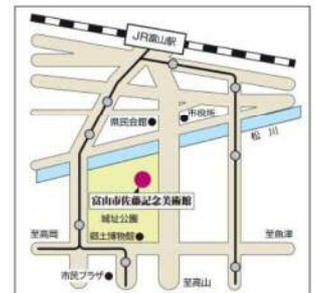
《百花百鳥写生之図》山下守胤・胤 個人蔵



《本草通串証図》前田利保編 四巻 嘉永6年(1853年)
富山県立図書館蔵

交通案内

- 富山駅から徒歩 15 分
 - 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩 3 分
 - 地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩 2 分
 - ぐるっとBUS「城址公園」下車 徒歩 2 分
 - 富山空港より連絡バスで 20 分
 - 北陸自動車道 富山 I.C.より車で 15 分
- ◎当館に駐車場はございません。最寄りの駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。



【当館では新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。】

- ・入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。
- ・十分な間隔を保ってご覧いただくため、入場制限を行う場合があります。
- ・感染拡大状況によっては、やむを得ず会期を変更または休館することがあります。



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸 1-33 (富山城址公園内)
TEL (076) 432-9031 FAX (076) 432-9080

クワラタイン

響：シンヨク

こゝろあうまき

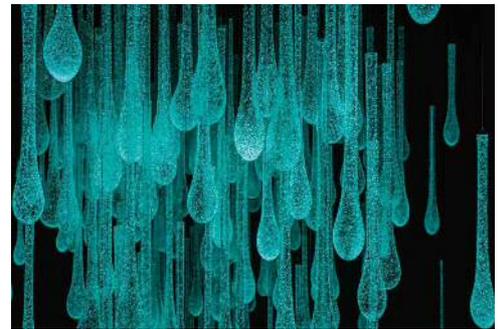
Interaction: Souls in Synchronicity



磯谷博史 ISOYA Hirofumi



赤松音呂 AKAMATSU Nelo



佐々木類 SASAKI Rui

2020 12.12 [Sat] ▶ 2021 3.14 [Sun]

富山市ガラス美術館
2階 展示室1・2

主催 富山市ガラス美術館
後援 日本美術院、富山新聞社、社団法人、富山テレビ、富山県立美術館

午前9時30分から午後6時まで（※土曜日は午後5時まで、12月28日-1月3日は午後5時まで、入場は開場の30分前まで）
※平日のみ観覧券（午前10時30分より観覧券）
開場日／第1、第2水曜日、12月31日
観覧料／一般700円（500円）、大学生500円（400円）※小中学生観覧料無料 ※（ ）内は休売り、団体料金
※先着順チケット取扱い（一般のみ）/アスネットカウンター Tel. 076-445-5511 TOYAMA キラリ1階 総合案内
同時開催企画展との共通観覧券 一般1200円（1000円）、大学生800円（600円）※（ ）内は団体料金
※本館の観覧券で常設展も観覧いただけます
お問合せ / 〒930-0062 富山県富山市西町5番1号 Tel. 076-461-3100 Fax. 076-461-3310
www.toyamaglassart-museum.jp

TOYAMA 富山市
キラリ ガラス美術館
TOYAMA GLASS ART MUSEUM